

## 研究ノート

## 米国法人代替ミニマム課税の展開

— 課税ベースの変容に着目して —

大山 泰典<sup>†</sup>

## 1. はじめに

2022年8月、バイデン政権下で成立したインフレ削減法（Inflation Reduction Act, IRA）により新たな法人代替ミニマム課税（Corporate Alternative Minimum Tax, CAMT）が創設された。CAMTは、財務諸表上の利益を起点として算定される調整後財務諸表所得（Adjusted Financial Statement Income, AFSI）に15%の最低税率を課す制度<sup>1)</sup>で、原則、過去3課税年度の平均 AFSI が10億ドルを超える法人に対し、2023年以降の課税年度から適用が開始される（Internal Revenue Code, IRC § 56, 56A, 59 (k)）。本制度の主な目的としては、一部の企業が多くの帳簿利益を計上しながらもそれに見合う法人税をほとんど支払っていないという状況への対処であり（Hatch & Huggett 2024）、その課税ベース算定の大部分を会計上の利益に委ねるものである。

もっとも、こうした帳簿利益と課税所得の乖離（Book Tax Difference, BTD）への対応は過去にも例があり、1986年税制改正法における法人代替ミニマム課税（Alternative Minimum Tax, AMT）（以下、「1986年法 AMT」という。）により、帳簿利益が AMT 計算上の課税所得を上回る場合、その差額の50%を課税ベースに加算する帳簿利益調整が導入された。しかし、当該調整規定は3年で廃止されたことに加え、2017年に発足した第1次トランプ政権下において策定された減税・雇用法（Tax Cuts and Jobs Act, TCJA）では、法人 AMT そのものを廃止し、米国外軽課税無形資産所得（Global Intangible Low-Taxed Income, GILTI）や、税源浸食濫用防止税（Base Erosion and Anti-Abuse Tax, BEAT）といった国際的な課税規定を導入した<sup>2)</sup>。

<sup>†</sup>立教大学大学院経済学研究科

1) なお、最低課税制度は、1969年税制改正法により加算型最低課税（Add-on Minimum Tax）として創設された。詳しくは大山（2025）を参照されたい。

2) 後述するが、GILTIとは一定の外国子会社の所得を米国株主側で合算課税する制度で（IRC § 951A）、BEATとは外国関連者会社への支払いを利用した税源浸食を防止する最低課税の1つであ

これらを踏まえれば、CAMTは、AMTの復活とも捉えられる一方で、会計上の利益を課税ベースの中核に据える点で帳簿利益調整とは大きく異なる、古くて新しい制度といえる<sup>3)</sup>。そこで本稿では、帳簿利益調整への評価、1990年以降に顕在化したAMTの課題、ならびにTCJAとの関係に着目して法人代替ミニマム課税の制度変遷を整理し、CAMTの導入背景と課題について考察する。

## 2. 1986年法 AMT と帳簿利益調整への評価

本節においては、1986年法 AMT<sup>4)</sup> の制度設計を概観したうえで、帳簿利益調整に伴う課題について先行研究に基づき検討する。

### (1) 1986年法 AMT の計算構造

1986年法 AMT の計算フローを示したのが図表1である。右列が AMT 算定までの直接的なフローを表し、左列が AMT 算定に必要な通常の税額計算のフローを表している。

図表1に示すとおり、AMT 課税所得は通常税額計算上の課税所得を起点とし、各種の優遇項目等の調整を経て AMT 課税所得を算定する。さらに、帳簿利益調整を項目の1つとして導入することで、帳簿利益<sup>5)</sup> > AMT 課税所得となる場合には差額の一部を上乗せし、BTDの抑制を図ったのである。その後、20%の最低税率を乗じ、外国税額控除等を適用することで暫定税額である TMT を算定し、通常法人税額を超過する部分が AMT となるのである。そのため、AMT は6つの段階によって算定される(関口 2005, 106頁)。

AMT 算定にあたって多くの調整項目が存在するが、それらは加減算調整を行う「AMT 調整項目」と、加算調整を行う「AMT 優遇項目」の2つに大別される(IRC § 55 (b)(2))<sup>6)</sup>。帳簿利益調整や繰越欠損金は前者に属し、他にも1986年以降取得資産に関わる減価償却、長期請負契約、割賦基準等についての調整がなされる。後者の例としては、非課税利子、加速償却等の調整、一定額を超過する減耗償却費や慈善団体への寄付金が増えられる。とりわけ減価償

---

る(IRC § 59A)。

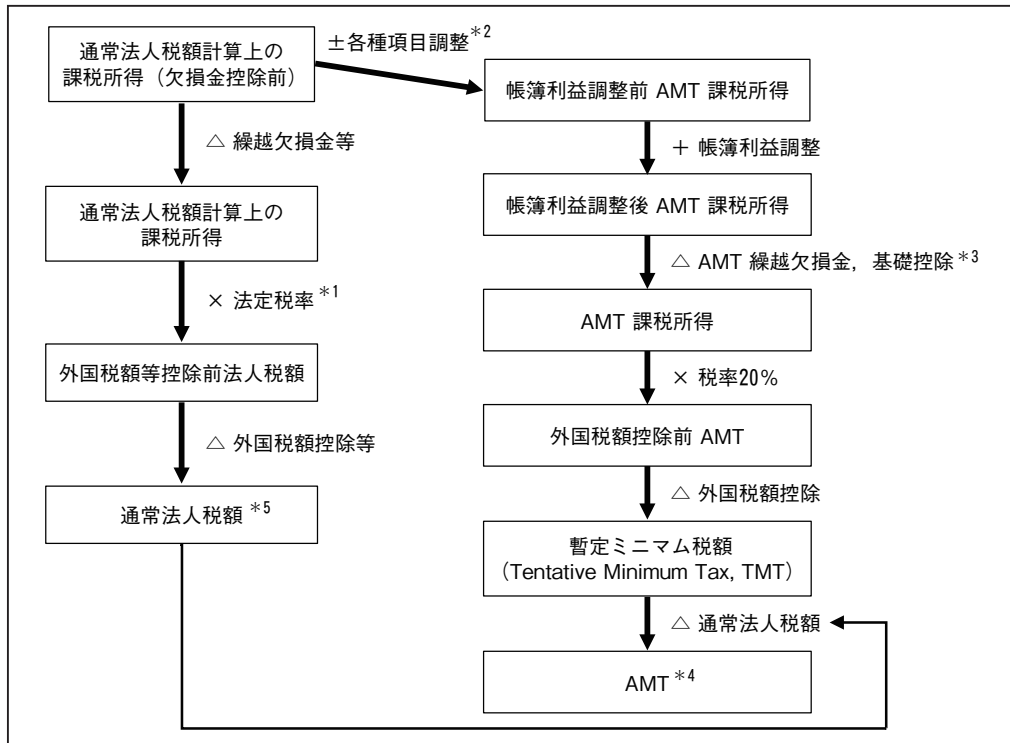
3) この点について坂本(2023, 8頁)は、1986年法 AMT と CAMT は課税ベースの算定にあたって帳簿利益を用いる点で共通であるが、両者はあくまでも異なることを指摘している。

4) なお、1986年法 AMT の政策意図については関口(2005, 102-105頁)を参照されたい。

5) 厳密には、税引後当期純利益に各種税金費用や受取配当金等を調整した「修正帳簿利益」(白須 1986, 371頁)が用いられる。なお、1990年以降においては、修正帳簿利益に代わり、「修正した当期の利得」(同上)(Adjusted Current Earnings, ACE)が用いられることとなる。そのため、両者の差額の調整について1986年法 AMT では帳簿利益調整と称し、1990年以降については ACE 調整と称している。

6) 条文番号については当時のものである(以下、同)。

図表 1 1986年法 AMT の計算フロー



- \* 1 : 1986年税制改正法により、46%から34%に引き下げられている。
  - \* 2 : 減価償却や長期請負契約等に関する調整がある。
  - \* 3 : 基礎控除額は原則 4 万ドルで、繰越欠損金は AMT 課税所得の90%が上限である。
  - \* 4 : TMT > 通常税額ならば差額が AMT となり、逆であれば AMT は発生しないこととなる。
  - \* 5 : 過年度に納付した AMT を当期 AMT 算定後、ミニマム税額控除 (Minimum Tax Credit, MTC) として通常税額から一定額を控除できる。
- (出所) : 石村 (2017, 92頁), 関口 (2005, 106頁) を基に筆者作成。

却については、1986年税制改正法により修正加速原価回収法 (Modified Accelerated Cost Recovery System, MACRS) の適用が認められたため、これへの対応として MACRS を採用する納税者は AMT 算定の際に、動産であれば150%定率法へ、不動産であれば定額法へ修正することが求められた。

図表 2 は、1993年から2002年を対象に調査された、AMT 調整項目及び優遇措置の合計金額に対して各個別項目が占める割合である。

1986年法 AMT と対象期間が異なるため、安易な比較はできないが、減価償却に関する調整及び ACE 調整が占める割合は他の項目より突出しているのが明らか<sup>7)</sup>であり、調整作業の多くは当該2つの項目に対するものであったことが推察される。

7) Lyon (1997, p. 27), 関口 (2005, 107頁) においても指摘されている。

図表2 AMT調整・優遇項目の全体額に対する各項目の割合

対象年	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
減価償却	52.9%	61.2%	66.4%	82.0%	75.3%	80.3%	63.2%	48.4%	27.8%	8.0%
ACE調整	46.7%	37.8%	37.2%	37.0%	31.5%	29.9%	48.5%	60.2%	56.1%	67.8%
簿価修正	-8.8%	-9.4%	-16.2%	-27.9%	-15.7%	-21.6%	-21.4%	-21.8%	-11.2%	-9.9%
減耗償却	3.1%	5.3%	7.2%	5.1%	6.3%	5.2%	4.6%	3.9%	4.2%	6.0%
医療保険	5.3%	2.7%	1.7%	1.3%	1.1%	2.2%	2.7%	7.3%	19.8%	23.6%
長期請負契約	1.1%	1.1%	2.0%	2.3%	1.9%	0.9%	0.9%	0.8%	1.0%	1.0%
無形資産採掘費用	0.3%	0.4%	0.8%	-0.1%	0.1%	0.0%	-0.2%	0.5%	0.0%	-0.4%
その他の調整項目	-1.7%	-0.6%	-0.3%	-0.2%	-1.9%	2.4%	-0.7%	-1.6%	-0.7%	-2.1%

(出所) : U. S. Department of the Treasury (2005, p. 20) より筆者作成。

## (2) 帳簿利益調整の評価

周知のように、税法と企業会計の目的は異なる。それを明確に示したのは、Thor Power Tool Company. v. Commissioner, 439 U. S. 522 (1979)<sup>8)</sup> 最高裁判決である。本判決によれば、企業会計の主たる目的は、経営者、株主及びその他の正当な利害関係者に有用な情報を提供することであり、税法の主たる目的は、それとは対照的に歳入の衡平な徴収である。そのため、帳簿利益調整に対しては両者の目的の混同という点で多くの批判が展開された。

Redmond (1987) は、本判決を整理したうえで、企業が財務諸表作成時に課税の影響を意識せざるを得ず、利害関係者に提供される情報の質を損なう恐れがあることや会計手法によって類似企業間で税負担が異なる点を指摘した。加えて、本調整規定の目的は、大企業が計上する多額の利益に見合う最低限の税負担を確保し課税の公平性を担保することにあるが、税額計算の煩雑さは、課税の公平性と簡索性の間のトレードオフを先鋭化させ、税制を過度に複雑化させたと批判した。

Graetz & Sunley (1988) では、簡索性、公平性に加えて<sup>9)</sup>、減価償却の取扱いに着目して経済効率性の観点から評価を行った。前述のように、通常税額計算上でMACRSを採用する場合、AMTの計算では修正が求められる。そのため、通常税額計算では、相対的に速い減価償却を前提として高い法定税率(34%)が適用される一方で、AMTでは遅い減価償却を基礎

8) 本件の争点は、納税者が一般に公正妥当と認められた企業会計の基準(Generally Accepted Accounting Principles, GAAP)に従って行った棚卸資産への低価法適用処理が、IRC § 446 (b) において、「所得の明瞭な反映」の要件を満たすか否かである。

9) なお、AMTは優遇措置等のインセンティブ効果を取り消し得る制度である一方で、高所得者が税制優遇等を利用することで、低、中所得者よりも低い実効税率となる現象には有効的な制度となり、公平性の観点から意義があると評価している。

に低い法定税率（20％）が適用される。この異なる償却制度と税率の併存は、資産の種類等に依りて企業間で実効税率を乖離させ、同一市場における税負担の公平性を損ない、結果として、企業の資本配分及び投資のタイミングに歪みが生じ、経済効率コストを生じさせると述べている。

次に、上記のような指摘を検証したものとして、Dhaliwal & Wang (1992) がある。これは、1985年から1987年の一定の企業<sup>10)</sup>を対象に、帳簿利益調整が財務報告に与える影響を検証したものである。各企業のBTDを帳簿利益で除した比率の対前年差(%)を変数として検証したところ、実効税率が低い企業ほど、1986年に当該比率を大きく拡大させ、1987年は大きく縮小させていたことが確認され、初年度適用の1987年に帳簿利益調整の対応をすべくBTDを操作したことを示唆した。

同様な研究として、Gramlich (1991) がある。本研究は、実効税率等が低い企業ほど1987年に帳簿利益を縮小する可能性を踏まえ、帳簿利益調整がいわゆる企業の裁量的会計発生高(Discretionary Accruals, DA)に与えた影響について検証したものである。その結果、仮説と同様に1987年に帳簿利益を引き下げる行動を採ったことが示唆された<sup>11)</sup>。

また、1989年6月に行われた下院歳入委員会公聴会において、アメリカ財務省補佐官のウィルキンス氏は帳簿利益調整が与える影響について次のように述べた(U. S. House, Committee on Ways & Means 1989, pp. 19-24)。

「財務会計上の利益と租税債務をリンクさせると、AMT対象企業が会計利益調整の軽減を目的に会計利益を減少させるような会計方針を選択するインセンティブを与えることになる。会計利益調整はある場合に過大納付となる法人に有害である。特に、財務会計原則で通常法人税の原則より早期償却を要求されている場合である。同じことが、財務会計上収益として認識されないが、通常法人税の原則上は収益と認識される場合にも発生する。これらは一般に財務会計上の保守主義の原則から生じる一時差異と呼ばれる。…そのほかの理由もあるが、われわれは一般に会計利益調整には反対である。」<sup>12)</sup>

そのため、これまでの視点に加えて、過大納付の可能性が指摘されており、「保守主義の原則に従って会計利益調整がマイナスになった場合であっても、AMT計算上マイナスできない」(関口 2005, 110頁)という問題があったのである。

これらを踏まえれば、帳簿利益調整に伴う代表的な課題は、会計と税法の目的混同に起因する財務報告の質の低下、通常税とAMTの二重構造に起因する固定資産投資への影響、過大納付の可能性、制度の複雑化といった4点に整理できる。

10) 他にも、公営法人等を対象から排除することに加え、AMTの影響を受け易い企業を実効税率及び優遇額等がBTDに占める比率を基準として抽出した。

11) 特に、運輸業や通信業、金融サービス業でその行動が大きいことを示している。

12) 日本語訳は関口(2005, 110頁)に基づいている。

### 3. 1990年以降の AMT

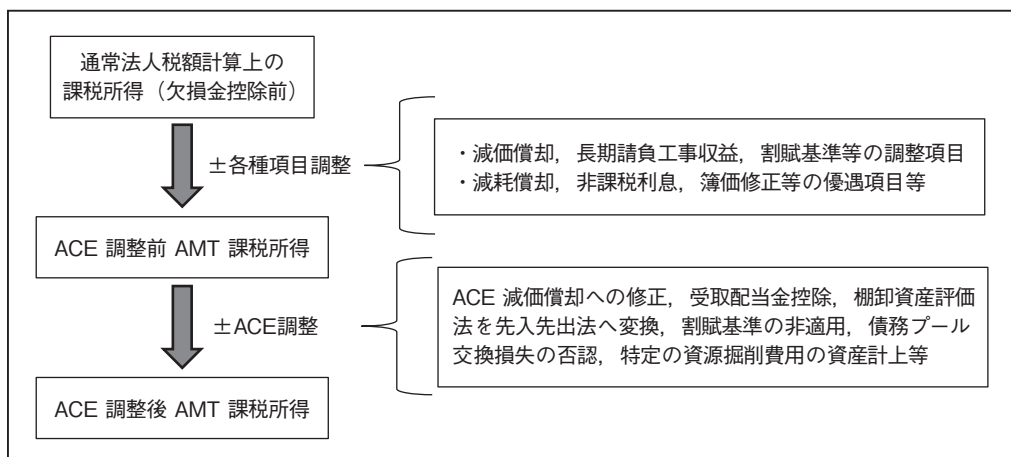
本節では、帳簿利益調整から ACE 調整へと改正された1990年以降の制度変遷と計算概要について整理した後、その課題について検討する。

#### (1) 1990年以降の AMT の変遷と計算概要

帳簿利益調整への批判は多く、1986年法 AMT 発足前から米国議会においても同様の懸念が示されていた。このため、帳簿利益調整は立法上、暫定措置と位置づけられていた。Joint Committee on Taxation (1987, pp. 434-435) は、「議会は、実質的な経済所得を有する全ての企業に最低税を適用するという目標は、優遇項目を列挙するだけでは達成できないと結論づけた。…本法施行後最初の3年間は、税制の公平性に対する国民の信頼を回復することに成功するよう、最低課税負担の一部を帳簿利益に基づかせるのが適切である…。その後は、IRC に明確に定義された広範な制度に置き換えるべき」と述べており、1990年以降は予定どおりに ACE 調整へと改正されたのである。

ACE 調整とは、AMT 課税所得と ACE を比較し、ACE が上回る場合にその超過額の 75% を AMT 課税所得計算において調整するものである。税法上の概念である ACE を用いる点で GAAP を基盤とする帳簿利益調整と大きく異なることが確認できる。なお、ACE とは、税法上の利益剰余金 (Earnings & Profits, E&P) の概念に類似しているもので (須田 1991, 170頁)、**図表 3** に示すとおり AMT 課税所得を起点に各種調整することで求められる (IRC § 56 (g) (3))。

図表 3 ACE の計算フロー



(出所) : 筆者作成。

また、帳簿利益調整との大きな違いは、税額算定に用いる課税ベースだけでなく、負の調整が認められるか否かという点にもある。すなわち、帳簿利益調整は AMT 課税所得と帳簿利益との差額の50%を常に加算するのみで、差額が負の場合は考慮されないが、ACE 調整では、ACE が AMT 課税所得を下回る場合でも、その差額の75%を減算する負の調整が行われるのである。これは、前節で指摘されていた、帳簿利益調整がマイナスであったとしても反映されない状況への対応といえよう。

その一方で、減価償却については、通常税額計算及び AMT 課税所得計算に加えて、ACE 調整においても計算が求められることとなり (IRC § 56g (3))<sup>13)</sup> 計算負担の増大は明らかである。実際、ACE 以外の AMT 調整は主として減価償却に集中しており (図表 2)、AMT の基本構造は概ね維持されつつも、同項目を中心に改正が繰り返し行われた (U. S. Department of the Treasury 2005, p. 2)。

例えば、1993年改正では ACE 減価償却が AMT 減価償却と同一化され、1993年以後取得資産の ACE 減価償却は廃止された。1997年改正では平均総収入750万ドル以下の法人を適用対象外にするとともに、1998年以降取得資産についての耐用年数を通常税額計算と一致させた。さらに、2002年には、IRC § 168 (k) に基づく30%ボーナス償却が導入され、通常税計算及び AMT の計算の双方に適用可能となった。また、ボーナス償却を適用する場合に限り、通常の MACRS に対する AMT 調整は不要とされた。加えて、翌年の50%ボーナス償却の導入や2008年の MTC 等の前倒し選択 (IRC § 168 (k) (4)) といった制度の延長、拡張が続く。

図表 4 は、2003年から2013年までの全体の調整に占める各項目の割合について図表 2 と同様に整理したものである。両表を比較すると、2000年以降、減価償却調整について大きく減少し

図表 4 2013年までの調整項目全体に占める各項目の割合

対象年	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
減価償却	-19.3%	-53.1%	-35.1%	17.5%	15.3%	13.0%	-0.8%	-6.5%	-4.3%	-22.5%	-7.8%
ACE 調整	84.1%	111.6%	105.4%	60.5%	44.4%	49.3%	73.6%	57.9%	54.6%	59.6%	47.0%
簿価修正	-20.0%	-26.8%	-26.7%	-18.9%	7.1%	-3.9%	-2.8%	-6.8%	-2.6%	-5.3%	-5.5%
減耗償却	10.4%	20.5%	28.3%	9.9%	11.8%	23.6%	14.5%	24.1%	15.3%	29.8%	25.8%
医療保険	43.1%	44.0%	25.7%	23.6%	5.8%	3.4%	4.0%	6.4%	10.9%	13.6%	12.7%
長期請負契約	1.3%	1.1%	1.6%	1.1%	0.7%	0.9%	0.3%	0.4%	0.2%	0.5%	0.3%
無形資産採掘費用	-0.2%	0.5%	0.9%	0.7%	0.5%	-0.3%	0.3%	0.5%	1.1%	3.2%	0.4%
その他の調整項目	0.5%	2.2%	-0.2%	5.5%	14.2%	14.0%	10.9%	24.0%	24.8%	21.2%	27.0%

(出所) : IRS, Statistics of Income Division (2003-2013) より筆者作成。

13) 例えば、1990年以降に開始する課税年度における事業用資産の減価償却は、定額法等の代替的な償却方法と適格財務諸表の作成に使用された方法のうち、より少ない現在価値をもたらす方法により算定することが求められる (IRC § 56 (g) (4) (A) (1))。

ていることが指摘でき、上記の改正が一定の効果をもたらしたことが窺える<sup>14)</sup>。一方で、1993年からその他の項目の割合にほとんど変容はなく、上記のような技術的、時限的な修正が中心であったことも確認できる。

## (2) AMT の課題

1990年以降、帳簿利益調整に代わり長らく続いた ACE 調整であるが、最終的には TCJA において法人 AMT は廃止された。以降では、AMT の課題について制度廃止の背景も併せて検討する。

2017年11月に下院を通過した税制改正法案では、法人 AMT を恒久的に全面廃止することが盛り込まれた。下院歳入委員会は、その理由として優遇措置の政策的なインセンティブへの影響や通常税と AMT の税額計算が並走することに伴うコンプライアンスコストの負担等を主な理由としてあげている (U. S. House, Committee on Ways & Means 2017, p. 224)。その一方で、12月初旬に公表された上院による修正案では法人 AMT を復活させるという正反対の内容となった。これは、AMT を是認するというより、財政制約下での赤字抑制を優先した措置との見方が強い (Vox 2017)。

当然、産業界からは強い反発があった。全米商工会議所は、AMT 存続が企業の国際的競争力を低下させ、研究開発控除等の特定の優遇の効果を相殺する (U. S. Chamber of Commerce 2017) と批判し、全米製造業協会 (National Association of Manufacturers, NAM) も同様に特定の産業への悪影響を指摘した (NAM 2017)。こうした議論の帰結として、同年12月の上下院協議会は当初予定していた改正法人税率を20%から21%へ引き上げる等の調整を加える<sup>15)</sup>ことで下院案にならない法人 AMT を廃止することで合意したのである。

これらの経緯を踏まえると、制度の複雑性と政策インセンティブの希薄化が廃止を後押しした要因といえる<sup>16)</sup>。しかしながら、指摘された AMT の課題はそれだけではない。

図表 5 は、1987年から2017年までの AMT 額の推移と、それに伴う通常税額から控除されるミニマム税額控除 (Minimum Tax Credit, MTC) の推移を示したものである。

14) これに加えて、減価償却調整についてももう1つ確認できることは、1990年代は一貫して加算する調整がなされてきたが (図表 2 参照)、2000年代以降概ね減算する調整へ転換している点である。ただし、これについては米国会計検査院 (U. S. Government Accountability Office, GAO) において当初より想定されている。すなわち、資産の耐用年数の初期は通常税額計算よりも AMT 調整の方が少額の減価償却費が計上されることとなるため調整は正となるが、後期にはその逆転が起きるため負となるのである (GAO 1995, p. 25)。

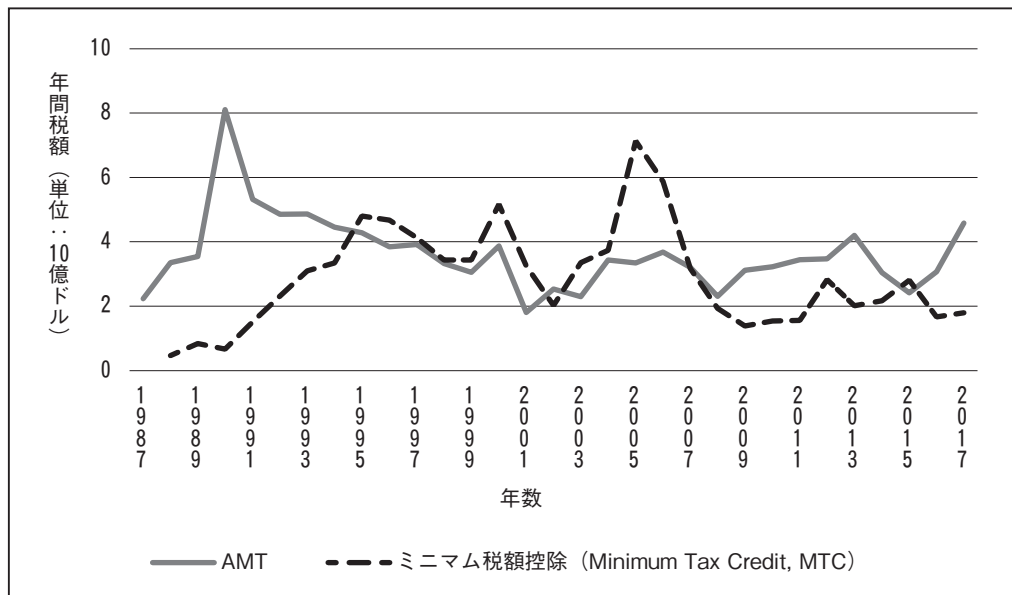
15) なお、より詳細な両院の税制改正法案の比較については Committee for a Responsible Federal Budget (2017) を参照されたい。

16) また、米国公認会計士協会 (American Institute of Certified Public Accountants, AICPA) は、納税者が実際に行った控除等が相殺され得るため外形上判別しづらく、税の透明性が失われるとも述べている (AICPA 2017)。

まずは MTC の概要であるが、これは図表 1 に示したとおり、過年度の AMT を通常税額から控除できる規定である。これが認められる状況とは、通常法人税 > TMT の場合でありその超過部分に対して MTC が認められるのである。例えば、通常法人税の計算で優遇措置を適用した減価償却費は、AMT の計算で調整項目として AMT 課税所得に加えられる。これは優遇措置によって軽減された通常税額を AMT で前払いしていることとなる。その一方で、通常法人税を前払いした AMT を減価償却終了時になってもそのままにしておくことは、通常法人税に対し二重課税を行っていることとなる。そのため、前払いした AMT を通常法人税から控除するのである（関口 2005, 109頁）。

これを踏まえ、図表 5 を基に検討してみると、AMT は制度導入当初こそ一定の税収を上げたものの、2000年代に入る頃には前述した減価償却や対象企業の縮小等の改正から、税収効果の低下が顕著となっており、ブルッキングス研究所も最低限度の税負担を広く確保するという当初の目的が空洞化していると指摘している（Brookings 2024）。また、米国議会調査局（Congressional Research Service, CRS）によれば、AMT による税収は2000年代以降一貫して法人税全体の約 1 %程度に過ぎず、2013年時点でも全法人税収約4,373億ドルのうち約42億ドルに留まったと指摘している（CRS 2017）。さらに、図表 5 のように、AMT の減少とともに MTC が増加することにより、累積的な納税額を高めないという財政的課題があることは明らかである。CRS（2021）では、法人最低課税は優遇税制の効果を相殺し長期的な投資インセンティブ

図表 5 法人 AMT の年間税額推移



（出所）：IRS, Statistics of Income Division (1954-1999), IRS, Statistics of Income Division (1994-2013), Brookings (2024), Tax Foundation (2022) より筆者作成。

を弱める可能性がある一方で、税収自体は大きく増えないというジレンマを指摘している。そのため、制度の存在意義そのものへの疑義が高まっていたことが窺える。

また、前述の指摘に類似するが、税率構造と優遇項目のインセンティブの観点からの課題についても指摘がある。すなわち、TCJA では法定税率を20%に引き下げを予定していたため、AMTと同様の税率水準になるのである。この状況であれば、AMTよりも低い通常税額にすることは非常に困難となるため、税制優遇に伴う恩恵をほとんど受けることができないのである (Brookings 2024)。

さらに伊藤 (2024, 493頁) は、租税負担軽減手法の変化を指摘している。従来の企業は、費用の前倒しや収益の繰延べといった、課税の繰延べによって税負担削減を行ってきたことが多く、AMTはそれらに対応してきた。しかしながら、経済のグローバル化に伴い、多国籍企業は容易に無形資産等を軽課税国に移動でき、世界規模での課税逃れに従来のAMTが対処できなくなったのである。

以上のことを踏まえれば、AMTは、二本立て計算による複雑性や、産業に対する優遇措置の政策効果の希薄化というコストに対し、税収は2000年以降、恒常的に低位という便益の乏しさが露呈したことに加え、TCJAでの減税政策によって通常税率がAMTの水準に接近したこと、また経済のグローバル化に伴う企業行動の変化という点から廃止に至ったといえる。

#### 4. TCJAに伴う新制度の創設

本節では、TCJAで創設された新たな米国の国際課税制度 (GILTI, BEAT, FDII) に着目してその制度概要について整理するとともに<sup>17)</sup>、BTDの変化についても検討したい。

##### (1) 新たな制度の概要

TCJAは米国の伝統的な国際課税制度である全世界主義課税から領土主義課税への転換を図ったものである (片桐 2024, 376頁)。前者は、国外所得は国内所得と合算した上で課税する

---

17) なお、本節では第1次トランプ政権下で成立したTCJAの概要を整理しているが、GILTI及びBEAT、外国分配無形資産源泉所得 (Foreign-Derived Intangible Income, FDII) の各制度は、第2次トランプ政権下の2025年7月に成立した税制改正法 (One Big Beautiful Bill Act, OBBBA) によって大きく変化していることに留意されたい。まず、GILTIに対する最も大きな変更点としては、GILTIから“Net CFC Tested Income, NCTI”への名称の変更である。また、2026年以降は、QBAIの10%控除は廃止され、また超過所得に対する控除率も40%に引き下げられる。加えて、外国税額控除については90%が控除対象となる。また、BEATは2026年から12.5%に引き上げる予定であったBEAT税率を10.5%に固定する改正を施した。最後に、FDIIであるが、これもGILTI同様に、“Foreign-Derived Deduction Eligible Income, FDDEI”に名称を変更するとともに、FDIIの控除率は33.34%に引き下げられる。

ため、外国子会社の利益は本国親会社に配当されるまで課税がなされないが、後者では、領土内の所得のみに課税し、領土外の所得には課税しない（関口 2015, 216頁）。こうした課税方針の転換を象徴するのは、TCJA による外国子会社益金不算入制度の創設であろう。ただし、制度変更に伴ってこれまで配当せず外国子会社に留保してきた所得の全てが免税となるわけではなく、1987年以降に留保されてきた課税ベースに対し1回限りの課税（以下、「移行清算課税」という。）が行われることとなっている（IRS § 965）。こうした、課税方針の変更に伴い外国子会社の所得等に対する課税制度に大きな変更が加えられたのである（吉弘 2024, 130頁）。

GILTI とは一定の外国子会社の所得を米国株主側で合算課税する制度である（IRC § 951A）。具体的には、外国子会社等の所得から当該企業の減価償却対象有形資産（Qualified Business Asset Investment, QBAI）の10%を控除した超過所得を米国株主側で合算して課税が行われる。なお、合算後、超過所得に対する50%控除が認められているため（IRC § 250）、事実上 GILTI に対する実効税率は10.5%（法人税率21%×0.5）となる。また、外国で支払った法人税の80%は外国税額控除として支払い税額から控除することができる。

BEAT とは外国関連者会社への支払いを利用した税源浸食（Base Erosion Payment, BEP）を防止する最低課税制度である（IRC § 59A）。具体的には、米国内の法人が海外の関係会社に対して子やロイヤリティ、サービス料金等を支払って費用計上し、米国課税所得を減らすスキームが問題視されていたことへの対処であり、AMT と類似した制度である（Tax Policy Center 2024）。ただし、BEP に対応する税務上の控除額（Base Erosion Tax Benefit, BETB）を課税所得に繰り戻す等の調整を行うことで修正課税所得（Modified Taxable Income, MTI）を求めるため、その計算内容はあくまでも異なっている。例えば、ロイヤリティの全額が損金算入された場合は全額が BETB となるが、減価償却資産の取得取引であれば取得原価そのものではなく、損金算入された減価償却費が BETB となる。その後、当該課税所得に BEAT 税率（10%）を乗じて求めた BEAT 税額を通常税額と比較し、その差額が追加課税される仕組みである。なお、BEAT の複雑な点は適用対象の判定時で、3 課税年度の平均総収入が5億ドル以上かつ BE 率（Base Erosion Rate）が3%以上の法人が適用される。BE 率とは、当期の控除合計等に対する BETB の割合を指す。

こうした、GILTI や BEAT のような政策上の「ムチ」の一方で、「アメ」といえるのが、FDII という特別税率の設定である（吉弘 2024, 131頁）。これは、輸出製品の生産特許を本国内の企業が持つ場合、その売却により生じた利益に対して37.5%の控除をする制度である。例えば、「アメリカ国内の製薬会社が持つ特許により製造され、ヨーロッパや日本などほかの国に輸出して得られた収入などに適用される」（同上）のが本制度である。

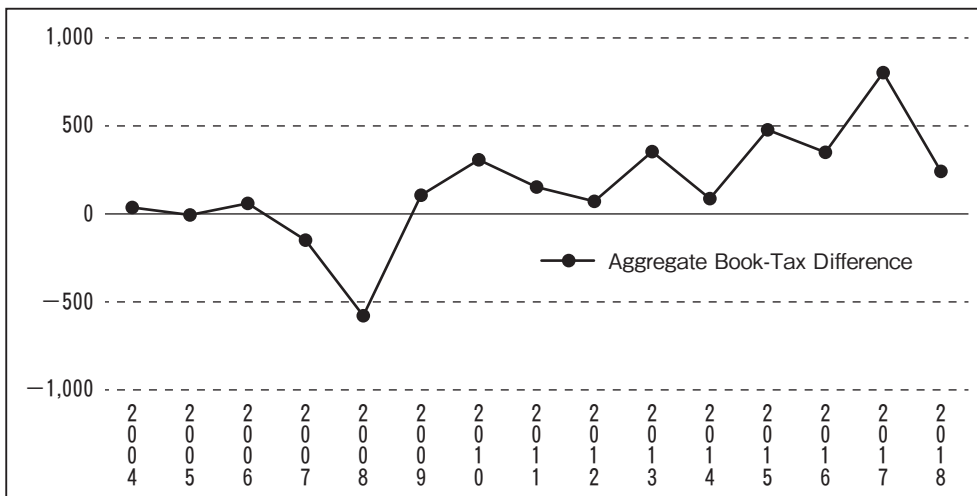
以上が、TCJA が行った国際課税改革である。その一方で、国内課税について TCJA は、法人税率の引下げ、特定資産の100%即時償却の容認、そして AMT の廃止といった減税を軸とした課税改革を志向してきた。もっとも、こうした改正には、「当時の好況下において、税

引き後所得が増え続けている中で法定税率を引き下げ、かつ法人租税支出をも拡大するような改革を果たして必要としていたのかという疑問が湧いてくる」(片桐 2024, 372頁)という評価もある。しかし、「2000年代に入り、BEPSなどの税制に関する国際協調の動きをよそに、欧州諸国、日本などの先進国の多くが法人税の名目税率を引き下げていった。アメリカの税制改革は、世界最大の経済大国が、こうした国際競争に追随した」(吉弘 2024, 142頁)ということもまた事実であり、実際 TCJA により米国の課税制度は大きな変貌を遂げたといえる。

(2) BTD の変化

多くの改正が行われた TCJA であるが、TCJA 施行直前の2017年には、未曾有の BTD 拡大が生じた。図表 6 は、総資産 1 千万ドル以上の法人<sup>18)</sup> の納税申告書 (Form1120) における開示書類 (Schedule M-3) をもとに CRS が作成した、BTD の推移を表したものである。同調査の見解によれば2018年からの法定税率引下げ等の減税を見据え、2017年分の課税所得を可能な限り繰り延べ、2018年以降の低税率で認識しようとする企業行動が示唆されている (CRS 2021)。

図表 6 BTD の推移  
Figure 3. Aggregate Book-Tax Difference for Large Corporations  
2004-2018



Source: CRS calculations using data from IRS Schedule M-3.

Notes: Aggregate book-tax difference is aggregate pretax book income less aggregate tax income. Large corporations are those with assets of \$10 million or more filing Form 1120 U.S. corporate income tax returns.

(出所) : CRS (2021) より引用。

18) 以降では、当該要件を満たす企業を大企業という。

なお、同調査によれば、2017年の申告書に記載された財務諸表上の純利益は1兆3,241億ドル、同年の課税所得は6,619億ドルであり、純利益が課税所得を6,622億ドル上回っていた。これに対し、2018年は純利益2兆2,655億ドル、課税所得2兆2,201億ドルで、差は454億ドルにまで縮小している。

もっとも、2018年にBTDが大幅に縮小した要因は一義的ではない<sup>19)</sup>。2017年から繰り延べられた課税分の負担が2018年に顕在化した側面もあり得るが、受取配当金の益金不算入制度に伴う移行清算課税によるところが大きく、過去の外国子会社等にある留保所得を一括で課税対象に組み入れたことで税負担が増加したという指摘がある（CRS 2021；GAO 2022）。ただし、この移行清算課税は一回限りの措置であるため、BTDが継続的に解消される保証はない。

さらに、GAO（2022）によれば、2018年の大企業の平均実効税率は9%で最低の記録であったことに加えて、2014年から2018年の間、赤字であった大企業の平均25%は税負担がゼロであったことを報告している。また、新たな国際課税の増収効果についても、GILTIは約160億ドル、BEATは約18億ドルの増収である一方で、FDIIは約110億ドルの減収をもたらしており、総体的に大きな増収にはつながっていない点も指摘している。これらを踏まえれば、多岐にわたる改革を行ったTCJAであったが、BTDは少なくともなお残された課題の1つであった。

## 5. CAMTの発足とTCJAとの関係

本節では、CAMTの導入及び帳簿利益が課税ベースに採用された背景について整理し、その課題を検討する。

### （1）創設背景と目的

2019年上半旬、大手米国ジャーナルや研究機関が、多くの大企業が前年会計期間において多額の帳簿利益を計上しながら法人税を全く支払っていないことを大々的に公表した<sup>20)</sup>。特に注目されたのは、Amazonであり2018年の帳簿利益が前年と比べて、112億ドルへと倍増したにも関わらず法人税を1セントも払っていなかったことを指摘したのである（Institute on Taxation and Economic Policy, ITEP 2019）<sup>21)</sup>。こうした指摘に素早く反応したのは、民主党上院議員のエリザベス・ウォーレン氏であった。同氏は2019年4月、米国オンライン雑誌Medium

19) CRS（2021）は、州債及び地方債の利子や減価償却の取扱い、ストックオプション取扱いの差等も要因の1つとしてあげている。

20) 例えば Institute on Taxation and Economic Policy（2019）、The Washington Post（2019）、The Guardian（2019）があげられる。

21) Amazonの他にも、米国経済雑誌Fortuneが公表する総収入上位500社（いわゆるFortune 500）のうち少なくとも60社が同様に税金を全く支払っていないことを示している（ITEP 2019）。例えば、Netflix、ゼネラル・モーターズ、シェブロン、デルタ航空、IBM、U.S. スチールなどがあげられる。

にて、“Real Corporate Profits Tax”と称する新たな税制改革案を提示した（Warren 2019）。本提案は、1億ドル以上の帳簿利益に対して7%の直接課税を行うもので、BTDに直接的に対応する提案であった。

2020年に入ると、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行に伴う大企業への支援、救済措置への是非が世論の焦点となり、その支給要件に納税実績の反映及びタックス・ヘイブンの利用停止といった条件を付けるべきとの意見が増加した（Tax Justice Network 2020）。こうしたことも相まって、2020年大統領選挙における民主党各候補者は、企業への課税強化を目玉政策の1つに置いた。候補者の1人となったウォーレン氏は引き続き Real Corporate Profits Tax を公約に掲げ、同じく候補者の1人であったジョー・バイデン氏はウォーレン氏と類似した「帳簿利益に対する最低課税」の計画を公約として示したのである<sup>22)</sup>。

最終的には、バイデン氏が民主党指名を獲得するとともに、トランプ氏との大統領選にも勝利したことで2021年よりバイデン政権が発足した。同年3月、ホワイトハウスから公表された米国雇用計画（The American Jobs Plan）に帳簿利益に対する課税の構想を明記し（The White House 2021）、爾後、その動向はさらに活発化した。5月には米国財務省から、いわゆるグリーンブック（General Explanations of the Administration’s Fiscal Year 2022 Revenue Proposals）が公表され（U. S. Department of the Treasury 2021）、同様に帳簿利益に対する課税の骨子を提示した。

また、10月にはウォーレン氏、アンガス・キング上院議員及びロン・ワイデン上院議員らとともにその修正案を提示し（Warren 2021）、適用対象を10億ドル以上の利益を報告する大企業に絞り込んだうえで、研究開発やクリーンエネルギー、繰越欠損金や外国税額控除といった一定の調整を認める制度に変更させたことから、同年11月に下院を通過した Build Back Better Act（以下、「BBB 法案」という。）に反映されることとなった（PwC 2021, p. 2）。

しかしながら、CAMT 法制化の動きに対して共和党議員や経済団体、専門家からは強い反発の声があがっていた。AICPA は2021年10月1日付で下院議会に書簡を送り、帳簿利益課税に関して次の2点を強く指摘した（AICPA 2021, p. 13）。第1に、帳簿利益を課税ベースとする最低課税は、課税ベースの設計を会計基準設定主体や外国当局の判断に事実上依存させ、制度を不必要に複雑化させるとともに、米国企業の国際競争力を損ない得るという懸念である。第2に、1986年法 AMT の帳簿利益調整が3年で撤廃されたことを踏まえ、租税政策が会計基準に干渉すべきではないと強調した。新たな課税制度を作るのではなく、減価償却など政策上の懸念を孕む個々の項目を特定し、個別立法では是正すべきと提言したのである。また、同月末日には PwC から声明が公表され、会計年度のズレや税法と企業会計の差異項目、外国子会社所得等に対する取扱いについて不明であり制度は極めて複雑化すると述べた（PwC 2021）。

---

22) バイデン氏の税制に関する公約の解説は、Committee for a Responsible Federal Budget (2020) を、ウォーレン氏の Real Corporate Profits Tax については、Warren (2020) を参照されたい。

加えて、全米商工会議所は、PwCの指摘を引用した上で、帳簿利益課税は固定資産に係る投資減税の効果を事実上無効にし、資本コストを押し上げ、将来の設備投資を抑制しかねないと警鐘を鳴らした（U. S. Chamber of Commerce 2021）。さらに、共和党のケビン・ブレイディ下院議員も、雇用や製造業の生産拠点を中国等の海外へ移転しかねないと指摘している（U. S. House, Committee on Ways & Means 2021a）。

こうした反対が続く中でBBB法案にCAMTの具体的内容を盛り込んだため、同月19日の下院本会議は賛成220票、反対213票の僅差で同法案を可決したが（U. S. House, Committee on Ways & Means 2021b）、上院での審議は難航した。共和党は法案全体に一貫して反対し、その論拠としてインフレの押し上げや雇用への悪影響を掲げたのである（U. S. House, Committee on Ways & Means 2021c, p. H6659）。これらの懸念は民主党内でも共有され、とりわけジョー・マンチン上院議員の判断が帰趨を左右した。マンチン氏は歳出規模とインフレへの懸念を理由に法案成立に対する支持を見送ることを明言し（CNN 2021）、必要票の確保が不可能となった結果、年内成立は断念された。そのため、CAMTの導入もこの時点では先送りとなったのである。

BBB法案が停滞した後も、CAMTに対する批判は続いた。共和党上院議員のマイク・クレポー氏は2022年2月4日付でザ・ヒル紙に声明を寄稿し（Crapo 2022）、1980年代末に一度導入された帳簿利益課税は撤廃された失策であり蘇らせるべきでないと強く主張した。さらに、会計上の利益操作の可能性等に加え、減価償却方法の違いの差から製造業に多大な影響を及ぼし、研究開発投資や再生可能エネルギーへの投資を減退させる恐れを指摘した。

こうした経緯もあり、民主党上院総務のシューマー氏はマンチン氏と継続的に協議を行い、2022年7月、両名の共同声明としてIRAに合意したことを発表した（Senate Democrats 2022）。加えて、多くの批判があった減価償却に対しては、投資インセンティブへの悪影響を和らげる観点よりキルステイン・シネマ民主党上院議員を中心に、税法上の計算（IRC § 167, 168 (g)）を維持する措置を導入した（IRC § 56A (c) (13)）。最終的に上院議会では、8月7日に50対50の可否同数となり副大統領の賛成票で可決された（U. S. Senate 2022）。8月16日に大統領の署名により成立し、CAMTは2022年12月31日以降に開始する課税年度から適用となったのである。

以上の経緯を踏まえると、CAMTは大企業のBTDへの社会的・政治的反発を背景に、2020年大統領選の政策案及び2021年以降の計画文書等によって具体化された新たな最低課税と位置づけるのが適切である。

## （2）CAMTの計算構造とTCJAによる諸制度との関係

まずCAMTは、TMTから通常税額及びBEATによって算定される税源浸食ミニマム税（Base Erosion Minimum Tax, BEMT）を差し引くことで算定される（IRC § 55 (a), § 59A）。

なお、TMT は、AFSI に15% を乗じた税額から外国税額を控除することで求められる（IRC § 55 (b) (2)）。これを立式したものが以下の①、②である。

$$\text{CAMT} = \text{TMT} - (\text{通常税額} + \text{BEMT}) \dots \text{①}$$

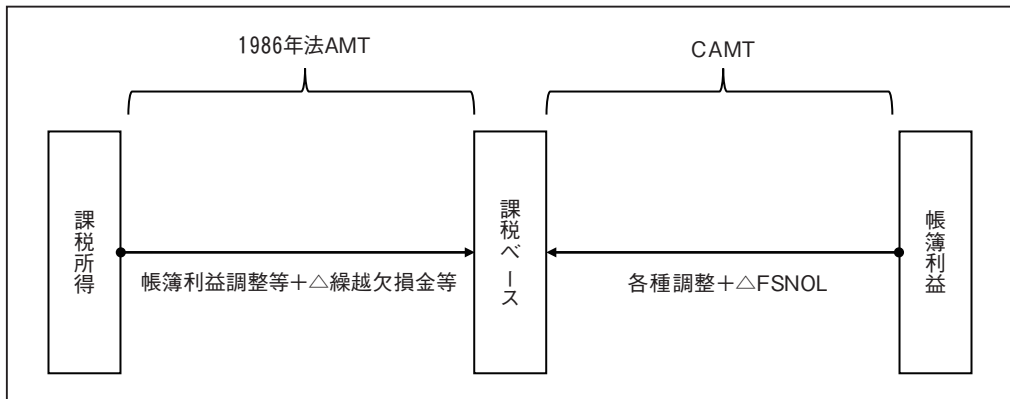
$$\text{TMT} = \text{AFSI} \times 15\% - \text{外国税額控除} \dots \dots \text{②}$$

原則として、AFSI は適格財務諸表上の当期純利益を起点に、税金費用の足戻しや、企業会計上算定された減価償却費から税法上算定された減価償却費への変更など、IRC § 56A (c) に示される各項目を加減算し、最後に財務諸表上の繰越欠損金等（Financial Statement Net Operating Loss, FSNOL）を控除することで算定される（§ 56A (d)）。

FSNOL は、AFSI（ただし § 56A (d) 控除前）が負となる場合の額を指し、2019年12月31日以後に終了する課税年度に生じた損失に限って認められる。当期に控除できる FSNOL 額は、期首 FSNOL 繰越残高と § 56A (d) 控除前の当期 AFSI の80%のいずれか小さい額である。

図表7 は、CAMT 及び1986年法 AMT の課税ベース算定に至るまでの計算を比較したものである。1986年法 AMT と CAMT の最大の相違は課税ベース算定の出発点にある。CAMT は GAAP に基づく帳簿利益を起点に各種調整を行うことで、税法上の課税所得（AFSI）へと課税ベースは変化する。その一方で、1986年法 AMT は通常税額計算上の課税所得から優遇項目等の繰り戻しや帳簿利益調整によって、課税ベース算定の大部分が税法上の課税所得から帳簿利益の方向へ変化するため、この点が両者の大きな差である。また、常に注視された減価償却については、政策インセンティブの観点から、通常税額計算上の処理に準ずることが示されており、企業会計上の減価償却は用いられない。加えて、1986年法 AMT では帳簿利益調整がマイナスの場合、その差額は何ら反映されなかったのに対し、CAMT では帳簿利益を用いるためそうした調整が必要ない点も大きな違いといえる。

図表7 1986年法 AMT と CAMT の課税ベース算定過程の比較



(出所)：筆者作成。

### (3) CAMT の課題

CAMT の課題を論じる前に、まず帳簿利益調整と AMT の論点を再確認する。帳簿利益調整には大きく 4 つの課題がある。すなわち、会計と税法の目的混同に伴う財務報告の質の低下、固定資産投資への歪み、過大納付のリスク、制度の複雑化である。また、AMT そのものに起因する問題として、複雑性の高さ、政策コストに見合わない税収、優遇措置の希薄化、経済のグローバル化に伴う企業行動の変化に十分対応できないことが指摘されてきた。以降では、これらの論点に照らして CAMT の課題を検討する。

まず、財務報告の質の低下である。これは帳簿利益調整において繰り返し指摘された課題だが、CAMT は帳簿利益を課税ベースに据えるため、同様の懸念は再燃し得る。実際、近年の研究においても利益調整が増加する可能性については既に指摘されており (Halon 2021)、CAMT の主要な課題といえる。次に、固定資産投資への影響であるが、税法上の加速償却などを踏襲する設計であるため、投資に伴う節税メリットが全面的に失われる可能性は、1986 年法 AMT と比べて小さいと評価できる。また、過大納付の可能性についてであるが、この点については加速償却や FSNOL 等によって企業の実効税率を削減できることから、むしろ過小納税への懸念が示され、税収に関しても当初の予測<sup>23)</sup> よりも少なくなる可能性が高いことを指摘している (Green et al 2024; Blouin and Born 2024)。その一方で、複雑性やコンプライアンスコストの増大も避け難く (Halon 2021)、GILTI や BEAT、通常税額計算との併存を踏まえれば計算の複雑化は明らかである。あわせて、経済のグローバル化に伴う課題は解消していない。CAMT の課税ベースは連結財務諸表上の利益を起点とするため、外国子会社の利益を含む。この点は従来の AMT と比べ、海外への利益移転行動に一定の歯止めをかけ得る設計といえる。しかしながら、AFSI は国別に算定されるわけではなく、全世界所得の合算構造であるため、特定国における低課税の把握が漏れるというリスクが残るのである (CRS 2023)。

以上を踏まえると、従来から指摘されてきた利益調整の誘因と制度の複雑性、経済のグローバル化への対応という課題はなお残存する一方、その他の論点はおおむね緩和されていると評価できる。

## 6. むすびに

本稿では、帳簿利益調整の導入から CAMT に至るまでの最低課税制度の歴史的展開に着目し、その課題を検討してきた。ここで指摘しておきたいのは、帳簿利益調整と CAMT の導入背景には、国民感情への配慮という共通点があり、この点は日本の制度にも通じるということである。わが国の課税所得計算構造はいわゆる確定決算主義を採用しているが、その根拠の 1

---

23) CRS (2023) は、10年間で2,220億ドルの税収が得られると推計している。

つとして、「税務上は法人税を納付しないという国民感情から受け入れ難い事態の発生を防止できる」(中村 1990, 174 頁) ことが指摘されており、会計利益に対する課税という発想はこの点において重なるといえる。加えて、1990年以降の AMT で、複雑性や税収の低下といった制度廃止に直結し得る課題があったとしても長年存続させてきた背景には、「経済的利益への課税手段の象徴として AMT が質的重要性を有してきた」(関口 2005, 128頁) という側面もあり、CAMT も同様に象徴的役割も担っているといえよう。

他方で、Thor Power Tool Company v. Commissioner 最高裁判決が示すとおり、税法と企業会計の目的は異なる。ゆえに、帳簿利益調整や CAMT の議論を振り返っても、常に利益調整の誘因や制度の複雑性といった、課税の簡索性や中立性との間でトレードオフが生じることは明らかである。

近年では、OECD により公表された新たな国際課税制度であるグローバル・ミニマム課税が日本においても導入されたが、本制度も企業の帳簿利益に依存する制度であり、その課題を検討するうえで帳簿利益調整や CAMT の構造は極めて示唆に富む。第 2 次トランプ政権の発足により今後の CAMT への対応は不透明であるが引き続きその動向を注視する必要がある。

#### 参考文献

- ・ Blouin, Jennifer & Born, Nathan (2024), “The Corporate Alternative Minimum Tax: A Congressional Folly”, *National Tax Journal*, Vol. 77, No. 2, pp. 413-447.
- ・ Dhaliwal, Dan & Wang, Shang Wu (1992), “The effect of -book income adjustment in the 1986 alternative minimum tax on corporate financial reporting”, *Journal of Accounting and Economics*, No. 15, Vol. 1, pp. 7-26.
- ・ Gramlich, Jeffrey D. (1991), “The Effect of the Alternative Minimum Tax Book Income Adjustment on Accrual Decisions”, *Journal of the American Taxation Association*, Vol. 13, No. 1, pp. 36-56.
- ・ Graetz, Michael J. & Emil Sunley (1988), “Minimum Taxes and Comprehensive Tax Reform” in *Uneasy Compromise: Problems of a Hybrid Income-Consumption Tax*, edited by Aaron, Galpher and Pechman, pp. 385-419.
- ・ Green, Danielle H. , Erin Henry, Caitlin McGovern, and Plesko, George A. (2024), “The Demographics of the CAMT: Insights from Tax Return Data.” *National Tax Journal*, Vol. 77, No. 2, pp. 383-411.
- ・ Hanlon, Michelle (2021), “The Possible Weakening of Financial Accounting from Tax Reforms.”, *The Accounting Review*, Vol. 96, No. 5, pp. 389-401.
- ・ Lyon, Andrew B. (1997), *CRACKING THE CODE Making Sense of the Corporate Alternative Minimum Tax*, Brookings Institution Press.
- ・ Redmond, Sandra G. (1987), “The Book Income Adjustment in the 1986 Tax Reform Act Corporate Minimum Tax: Has Congress Added Needless Complexity in the Name of Fairness”, *SMU Law Review*, Vol. 40, No. 5, pp. 1219-1240.
- ・ 石村耕治 (2017) 『アメリカ連邦所得課税法の展開—申告納税法制の現状と課題分析—』財経詳報社。
- ・ 伊藤公哉 (2024) 『アメリカ連邦税法 第9版 所得概念から法人・パートナーシップ・信託まで』

中央経済社。

- ・ 大山泰典 (2025) 「米国法人代替ミニマム課税の淵源—1964年税制改正法案を踏まえて—」『立教経済学研究』79巻2号, 149-167頁。
- ・ 片桐正俊 (2024) 『米国租税政策・税制展開の財政学的考察—ブッシュ (子), オバマ, トランプ, バイデン政権下の税財政分析—』日本評論社。
- ・ 坂本雅士 (2023) 「アメリカ税法と企業会計—CAMT 導入の視点から—」『會計』204巻4号, 1-15頁。
- ・ 白須信弘 (1988) 『アメリカ法人税法詳解 第三版』中央経済社。
- ・ 須田 徹 (1991) 『アメリカの税法：連邦税・州税のすべて 改訂三版』中央経済社。
- ・ 関口 智 (2005) 「アメリカ法人税制におけるミニマム・タックスの政策意図と現実」『立教経済学研究』59巻2号, 101-130頁。
- ・ 関口 智 (2015) 『現代アメリカ連邦税制—付加価値税なき国家の租税構造—』東京大学出版会。
- ・ 中村利雄 (1990) 『法人税の課税所得計算：その基本原理と税務調整 改訂版』ぎょうせい。
- ・ 吉弘憲介 (2024) 『アメリカにおける産業構造の変化と租税政策—クリントンからトランプ, バイデン政権まで—』ナカニシヤ出版。

#### 政府資料等 (最終閲覧日, 2026年1月27日)

- ・ CRS (2017), “Tax Reform: The Alternative Minimum Tax”.  
(<https://www.congress.gov/crs-product/IF10705#:~:text=Equity>)
- ・ CRS (2021), “Minimum Taxes on Business Income: Background and Policy Options”.  
(<https://www.congress.gov/crs-product/R46887>)
- ・ CRS (2023), “The 15% Corporate Alternative Minimum Tax”.  
(<https://www.congress.gov/crs-product/R47328>)
- ・ Committee for a Responsible Federal Budget (2017), “Comparing the Conference Report With the House & Senate Tax Bills”.  
(<https://www.crfb.org/blogs/comparing-conference-report-house-senate-tax-bills#:~:text=Business%20Tax%20Corporate%20Rates%20Flat,corporate%20AMT%20repealed>)
- ・ Committee for a Responsible Federal Budget (2020), “Understanding Joe Biden’s 2020 Tax Plan US Budget Watch July 30, 2020”.  
(<https://www.crfb.org/papers/understanding-joe-bidens-2020-tax-plan>)
- ・ IRS (2024), “IRS issues proposed regulations for Corporate Alternative Minimum Tax”.  
(<https://www.irs.gov/newsroom/irs-issues-proposed-regulations-for-corporate-alternative-minimum-tax>)
- ・ IRS, Statistics of Income Division (1954-1999), “SOI Tax Stats archive – 1954 to 1999 corporation income tax return reports”.  
(<https://www.irs.gov/statistics/soi-tax-stats-archive-1954-to-1999-corporation-income-tax-return-reports>)
- ・ IRS, Statistics of Income Division (1994-2013), “SOI Tax Stats – Corporation complete report1994 to 2013”.  
(<https://www.irs.gov/statistics/soi-tax-stats-corporation-complete-report-1994-to-2013>)
- ・ IRS, Statistics of Income Division (2003-2013), “SOI Tax Stats – Table 23 – Returns of active corporations”.  
(<https://www.irs.gov/statistics/soi-tax-stats-table-23-returns-of-active-corporations>)
- ・ Joint Committee on Taxation (1987), General Explanation of the Tax Reform Act of 1986.

- ・ Senate, Democrats (2022), “Joint Statement From Leader Schumer And Senator Manchin Announcing Agreement To Add The Inflation Reduction Act Of 2022 To The FY2022 Budget Reconciliation Bill And Vote In Senate Next Week.”  
(<https://www.democrats.senate.gov/newsroom/press-releases/senate-majority-leader-chuck-schumer-d-ny-and-sen-joe-manchin-d-wv-on-wednesday-announced-that-they-have-struck-a-long-awaited-deal-on-legislation-that-aims-to-reform-the-tax-code-fight-climate-change-and-cut-health-care-costs>)
- ・ The White House (2021), “FACT SHEET: The American Jobs Plan”.  
(<https://bidenwhitehouse.archives.gov/briefing-room/statements-releases/2021/03/31/fact-sheet-the-american-jobs-plan/>)
- ・ U. S. House, Committee on Ways & Means (1989), Hearing, Corporate Alternative Minimum Tax, 101th Cong. 1st Session.
- ・ U. S. House, Committee on Ways & Means (2017), Report, Dissenting and Additional Views, 1<sup>st</sup> session, 115<sup>th</sup> congress.
- ・ U. S. House, Committee on Ways & Means (2021a), “Brady: Dems’ Corporate Minimum Tax Punishes Making Products in America, Sends Jobs, Manufacturing Overseas”.  
(<https://waysandmeans.house.gov/2021/10/26/brady-dems-corporate-minimum-tax-punishes-making-products-in-america-sends-jobs-manufacturing-overseas/>)
- ・ U. S. House, Committee on Ways & Means (2021b), House Committee Print 117-18 – Rules Committee Print 117-18 Text of H. R. 5376, Build Back Better Act.
- ・ U. S. House, Committee on Ways & Means (2021c), Congressional Record, Proceedings and Debates of the 117<sup>th</sup> Congress 1<sup>st</sup> Session, Vol. 167.
- ・ U. S. Senate (2022), “Roll Call Vote 117th Congress – 2nd Session”.  
([https://www.senate.gov/legislative/LIS/roll\\_call\\_votes/vote1172/vote\\_117\\_2\\_00325.htm](https://www.senate.gov/legislative/LIS/roll_call_votes/vote1172/vote_117_2_00325.htm))
- ・ U. S. Department of the Treasury (2005), The Corporate Alternative Minimum Tax Aggregate Historical Trends.
- ・ U. S. Department of the Treasury (2021), General Explanations of the Administration’s Fiscal Year 2022 Revenue Proposals.

#### 公式サイト等（最終閲覧日，2026年1月27日）

- ・ AICPA (2017), “AICPA Comments on Tax Cuts and Jobs Act Senate”.  
(<https://assets.ctfassets.net/rb9cdnjh59cm/62wzyYmR5OVzdDRKRYWiwr/76a74eb5dc506-f8261eaa999fee3fbd3/20171208-aicpa-comments-on-tax-cuts-and-jobs-act-senate.pdf>)
- ・ AICPA (2021), “Tax Provisions in House Reconciliation Legislation or Being Considered”.  
(<https://assets.ctfassets.net/rb9cdnjh59cm/4cDtImdEQ2AUWsDPZGkP2B/2fe1a61e02c7f6fd5bd2921b6ebb37b/56175896-aicpa-comments-on-house-reconciliation-10-1-21-submit.pdf>)
- ・ Brookings (2024), “The corporate AMT: Understanding low tax liabilities as a policy choice”.  
(<https://www.brookings.edu/articles/the-corporate-amt-understanding-low-tax-liabilities-as-a-policy-choice/#:~:text=These%20concerns%2C%20however%2C%20are%20not,TCJA>)
- ・ CNN (2021), “Manchin says he won’t vote for Build Back Better Act”.  
(<https://edition.cnn.com/2021/12/19/politics/joe-manchin-build-back-better/index.html>)
- ・ Crapo, Mike (2022), “The Hill: Congress should close the book on the failed Book Minimum Tax”.  
(<https://www.crapo.senate.gov/news/in-the-news/the-hill-congress-should-close-the-book-on-the-failed-book-minimum-tax>)

- GAO (1995), “Tax Policy: Experience with the Corporate Alternative Minimum Tax”.  
(<https://www.govinfo.gov/content/pkg/GAOREPORTS-GGD-95-88/pdf/GAOREPORTS-GGD-95-88.pdf>)
- GAO (2022), “Corporate Income Tax Effective Rates before and after 2017 Law Change”.  
(<https://www.gao.gov/assets/gao-23-105384.pdf>)
- Hatch, Perry & Huggett, Caroline (2024), “Minimum tax regulations for multinational corporations in the U. S. Corporate Alternative Minimum Tax (CAMT) vs. BEPS Pillar Two”, *Tax & Accounting, Finance*, May.  
(<https://www.wolterskluwer.com/en/expert-insights/minimum-tax-regulations-for-us-corporations-camt-beps>)
- ITEP. (2019), “Amazon in Its Prime: Doubles Profits, Pays \$0 in Federal Income Taxes”.  
(<https://itep.org/amazon-in-its-prime-doubles-profits-pays-0-in-federal-income-taxes/>)
- NAM (2017), “Letter to Speaker Paul Ryan regarding the Tax Cuts and Jobs Act. Washington, D. C.”.  
([https://documents.nam.org/IS/TCJA\\_Conferee\\_Letter\\_\(Ryan\).pdf](https://documents.nam.org/IS/TCJA_Conferee_Letter_(Ryan).pdf))
- PwC (2021), “Revised Build Back Better bill as passed by the House – key business and individual tax provisions”.  
(<https://www.pwc.com/us/en/tax-services/publications/insights/assets/pwc-revised-build-back-better-bill-key-tax-provisions.pdf>)
- Tax Foundation (2022), “It Would Be a Mistake to Resurrect Corporate Alternative Minimum Tax”  
(<https://taxfoundation.org/blog/corporate-alternative-minimum-tax/>)
- Tax Justice Network (2020), “Polling shows near total public support for measures to end corporate tax haven use”.  
(<https://taxjustice.net/press/polling-shows-near-total-public-support-for-measures-to-end-corporate-tax-haven-use/>)
- Tax Policy Center (2024), “What is the TCJA base erosion and anti-abuse tax and how does it work?”  
(<https://taxpolicycenter.org/briefing-book/what-tcja-base-erosion-and-anti-abuse-tax-and-how-does-it-work>)
- The Washington Post (2019), “Amazon paid no federal taxes on \$11.2 billion in profits last year”.  
(<https://www.washingtonpost.com/us-policy/2019/02/16/amazon-paid-no-federal-taxes-billion-profits-last-year/>)
- The Guardian (2019), “Amazon made an \$11.2bn profit in 2018 but paid no federal tax”.  
(<https://www.theguardian.com/technology/2019/feb/15/amazon-tax-bill-2018-no-taxes-despite-billions-profit>)
- U. S. Chamber of Commerce (2017), “The Alternative Minimum Tax Bombshell”.  
(<https://www.uschamber.com/taxes/the-alternative-minimum-tax-bombshell>)
- U. S. Chamber of Commerce (2021), “Unworkable Policy and Dangerous Precedent – A Corporate Minimum Tax on Financial Statement Income”.  
(<https://www.uschamber.com/taxes/unworkable-policy-and-dangerous-precedent-a-corporate-minimum-tax-on-financial-statement-income>)
- Vox (2017), “The Senate tax bill’s \$250 billion problem. Let’s talk about the corporate alternative minimum tax.”

(<https://www.vox.com/policy-and-politics/2017/12/7/16742046/senate-tax-bill-corporate-amt>)

- Warren, Elizabeth (2019), "I'm proposing a big new idea: the Real Corporate Profits Tax".  
(I'm proposing a big new idea: the Real Corporate Profits Tax | by Team Warren | Medium)
- Warren, Elizabeth (2020), "Real Corporate Profits Tax".  
(<https://elizabethwarren.com/plans/real-corporate-profits>)
- Warren, Elizabeth (2021), "Senators Warren, King, and Wyden Announce Updated Proposal To Prevent The Biggest And Most Profitable Corporations From Paying Nothing In Federal Taxes".  
(<https://www.warren.senate.gov/newsroom/press-releases/senators-warren-king-and-wyden-announce-updated-proposal-to-prevent-the-biggest-and-most-profitable-corporations-from-paying-nothing-in-federal-taxes>)

#### 参考裁判例

- Thor Power Tool Company v. commissioner, 439 U. S. 522 (1979).